

許可手続きの流れ

敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場が対象です

許可手続きの流れ

住民に対する周知

説明会、戸別訪問、チラシ配布、回覧板などにより周知する必要があります

許可申請

申請相談・手続きは、各地方振興局県民環境部環境課まで
(南会津地方振興局は県民環境部県民環境課、いわき地方振興局は県民部県民生活課)

知事による許可

<許可基準>
 ・欠格事由に該当しないこと
 ・保管基準を満たしていること など

使用前の検査

県による検査を受けた後でなければ、屋外保管事業場は使用できません

許可の更新

許可は5年ごとに更新が必要です

条例の定めに違反した場合、**行政処分や罰則の対象**となります

条例に関する問い合わせ先

福島県生活環境部産業廃棄物課

電話 024-521-7259

E-mail sangyou@pref.fukushima.lg.jp



届出・許可など手続きに関する問い合わせ先

各地方振興局県民環境部環境課

※南会津地方振興局は県民環境部県民環境課
 いわき地方振興局は県民部県民生活課

各地方振興局の連絡先はQRコードから



金属やプラスチックなどの屋外保管を規制する条例が施行されます

(福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例)
 ~令和7年(2025年)1月1日施行~

- 再生利用を目的として収集された金属やプラスチックなどを、業として取引を行うため、屋外に保管する屋外保管事業場が条例により規制されます
- 敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場を設置する場合は、県の許可が必要となります



屋外保管事業場を既に設置している事業者の方は、届出期間内に届出をすることにより、令和7年(2025年)1月1日(条例施行日)に許可を受けたものとみなされます(みなし許可)

届出期間: 令和7年(2025年)1月1日から令和7年(2025年)12月31日まで

規制の対象

特定再生資源物	再生利用を目的として収集された再生資源物のうち、次のもの ・金属 又は 金属混合物 (分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む) ・プラスチック 又は プラスチック混合物 (分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)
屋外保管事業場	特定再生資源物の屋外保管を行う事業場
対象者	業として特定再生資源物の取引を行うため、屋外で特定再生資源物を保管する事業者 ※ただし、次の場合は除きます (1)国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合 (2)港湾法に規定する保管施設において屋外保管を行う場合 (3)屋外保管を適正に行うことができる者として施行規則で定めるものが屋外保管を行う場合

- 県の許可なく屋外保管事業場を設置した
- 届出期間内に届出をせずに、特定再生資源物の屋外保管を継続したなど、条例の定めに違反した場合、最大で

2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

が科されます

屋外保管の基準

特定再生資源物を屋外保管するにあたり**保管基準を満たす**必要があります

<保管基準>

① 保管場所 (※この基準は敷地面積100㎡を超える特定再生資源物の屋外保管事業場に適用されます)

- 外部から保管の状況が確認できる構造の**囲いを設置**すること
- 保管する特定再生資源物等について表示された**掲示板を設置**すること

以下については、敷地面積にかかわらず、全ての特定再生資源物の屋外保管事業場に適用されます

② 汚水や油分の発生・流出等に対する措置

- 保管する特定再生資源物の荷重が囲いにかかる、又はかかるおそれがある場合は、**囲いが構造耐力上安全**であること
- 特定再生資源物の**保管の高さを5m以下**とすること
- 汚水や油分が発生・流出するおそれがある場合は、**床面を不浸透性の材料で覆い、油水分離装置及び排水溝等を設置**すること

③ 振動や騒音の発生に対する措置

- 県民の生活環境に影響を与えないよう、**騒音や振動の発生を抑制**すること

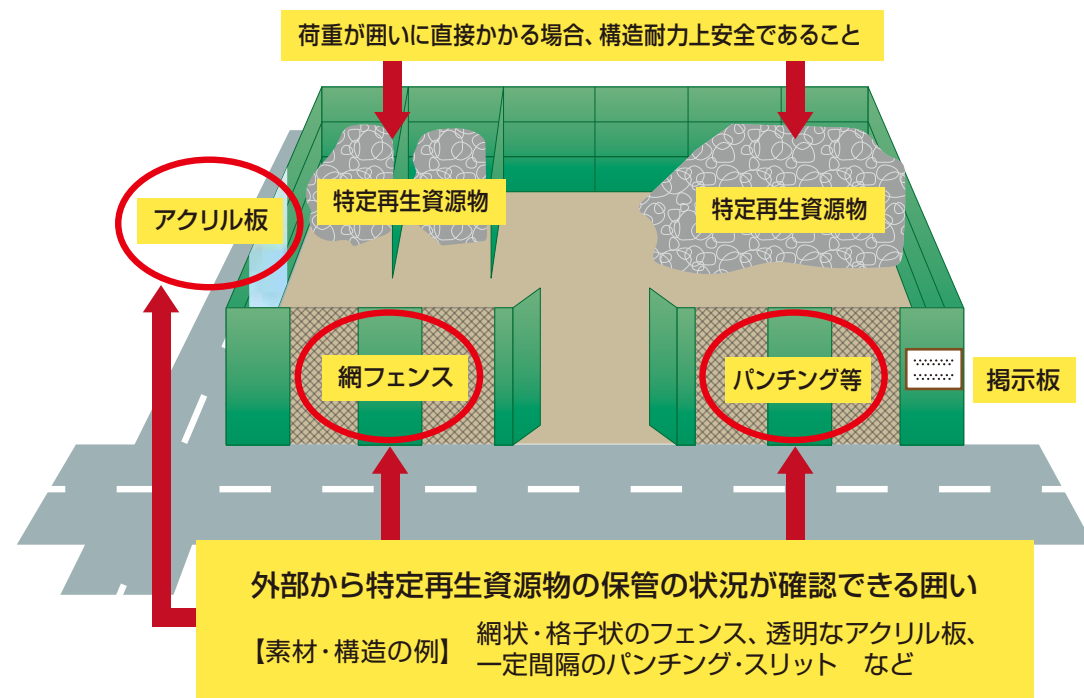
④ 火災発生・延焼防止に対する措置

- 特定再生資源物とその他の物を**混合せず、区分して保管**すること

⑤ ねずみ・害虫の発生防止

- ねずみが生息し、及び蚊・はえその他の害虫の**発生を防止**すること など

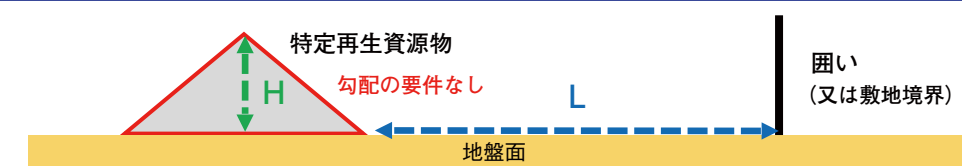
囲いの構造



保管の高さ

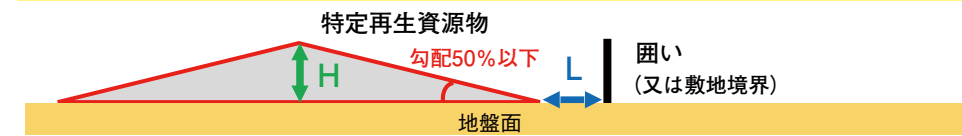
保管の高さ**Hは5m以下**とし、次の要件を満たすこと

① 囲いに特定再生資源物の荷重がかからない場合



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**とすること
- 勾配の要件なし

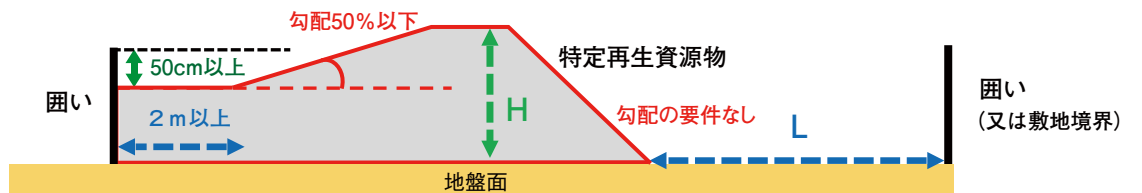
保管の場所から囲い (又は敷地境界) まで十分な距離を確保できない場合



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**
- 勾配は**50%以下 (角度約26.6°以下)**とすること

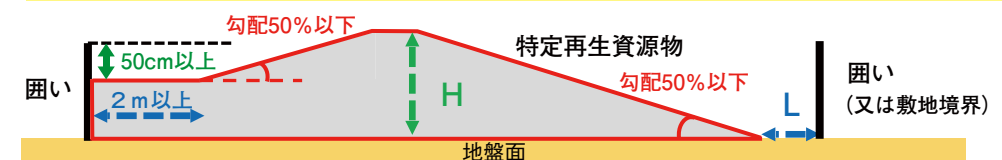
② 囲いに特定再生資源物の荷重がかかる場合

- 囲いから2m以内は囲いの上端から**50cm以上低く**すること
- 囲いから2mを超える部分の勾配は**50%以下 (角度約26.6°以下)**とすること



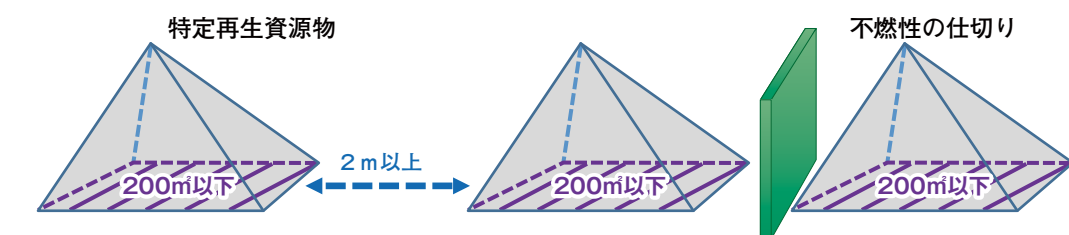
- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**とすること
- 勾配の要件なし

保管の場所から囲い (又は敷地境界) まで十分な距離を確保できない場合



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**
- 勾配は**50%以下 (角度約26.6°以下)**とすること

その他の要件 (保管する特定再生資源物が金属のみの場合を除く)



- 特定再生資源物の保管面積は1つにつき**200㎡以下**とすること
- 特定再生資源物の保管の単位ごとに**2m以上**離すこと
(保管の単位の間には不燃性の仕切りが設けられている場合を除く)